

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（送達の方法）</p> <p>2の4-1 法第2条の4の規定により国税通則法（昭和37年法律第66号）第12条《書類の送達》及び第14条《公示送達》の規定が準用される結果、税関長又は税関職員が発する書類の送達は、原則として郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下この章において「信書便法」という。）第2条第6項《定義》に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、それらの方法により難い特別の場合には公示送達によることとなるが、それぞれの具体的方法は、次のとおりである。</p> <p>なお、「書類の送達を受けるべき者」とは、税関事務管理人（法第95条第3項に規定する特定事項に係る書類の送達については、その特定事項を処理させる特定税関事務管理人を含む。）があるときは、その税関事務管理人をいう（国税通則法第12条第1項ただし書）。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 公示送達は、書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合に限り、これによるものとし、<u>送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及びその書類をいつでも交付する旨（以下「公示事項」という。）について次に掲げる措置をとることによって行うこととする（国税通則法第14条第1項及び第2項）。</u></p> <p><u>イ 公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置</u></p> <p><u>ロ 公示事項が記載された書面を税関の掲示場に掲示し、又は公示事項を税関に設置した端末の画面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（送達の方法）</p> <p>2の4-1 法第2条の4の規定により国税通則法（昭和37年法律第66号）第12条《書類の送達》及び第14条《公示送達》の規定が準用される結果、税関長又は税関職員が発する書類の送達は、原則として郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下この章において「信書便法」という。）第2条第6項《定義》に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、それらの方法により難い特別の場合には公示送達によることとなるが、それぞれの具体的方法は、次のとおりである。</p> <p>なお、「書類の送達を受けるべき者」とは、税関事務管理人（法第95条第3項に規定する特定事項に係る書類の送達については、その特定事項を処理させる特定税関事務管理人を含む。）があるときは、その税関事務管理人をいう（国税通則法第12条第1項ただし書）。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 公示送達は、書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が<u>ともに</u>明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合に限り、これによるものとする（<u>国税通則法第14条第1項</u>）。この方法による場合には、<u>送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及びその書類をいつでも交付する旨を税関の掲示場に掲示する（同条第2項）。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この場合において、「住所及び居所が明らかでない場合」とは、送達を受けるべき者について書面調査（電子申請により取得した公簿等の調査を含む。）等、通常必要と認められる調査をしても、なおその住所及び居所がともに不明である場合をいい、「外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」とは、国交が断絶しており、又は開かれていないこと、国際郵便に関する条約がないこと、戦乱その他の非常事態の生じた地域で送達に重大な支障があること等の事情があり、送達が困難であると認められる場合をいう。</p> <p>なお、「住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」に該当するかの判定に当たっては、法第95条第5項の規定による特定税関事務管理人となり得る者があるかどうかについて考慮する必要はない。ただし、現に同項の規定による特定税関事務管理人がある場合において、送達すべき書類の受領が当該特定税関事務管理人に処理させる同条第3項の特定事項に含まれているときは、公示送達はできないことに留意する。</p> <p>（送達の効力）</p> <p>2の4-2 法第2条の4の規定による送達の効力は、次のとおりである。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 公示送達の効力は、<u>前記2の4-1(3)イ又はロに掲げる措置について、その措置を開始した日のうちいずれか遅い日から起算して7日を経過した日、すなわち公示を始めた日を含めて8日目に生ずる。</u>この期間は、その末日が休日等に該当しても延期されない（国税通則法第14条第3項）。</p> <p>督促状の送達を公示送達の方法によって行った場合には、<u>これらの措置について、その措置を始めた日のうちいずれか遅い日が督促状を発した日となる。</u></p> <p>なお、公示送達のための掲示書が送達の効力の発生前に<u>同イに掲げる措置による閲覧ができなくなった場合又は同ロに掲げる措置により掲示した書面が破れ若しくははがれても、その公示送達の効力に影響</u></p>	<p>この場合において、「住所及び居所が明らかでない場合」とは、送達を受けるべき者について書面調査（電子申請により取得した公簿等の調査を含む。）等、通常必要と認められる調査をしても、なおその住所及び居所がともに不明である場合をいい、「外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」とは、国交が断絶しており、又は開かれていないこと、国際郵便に関する条約がないこと、戦乱その他の非常事態の生じた地域で送達に重大な支障があること等の事情があり、送達が困難であると認められる場合をいう。</p> <p>なお、「住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」に該当するかの判定に当たっては、法第95条第5項の規定による特定税関事務管理人となり得る者があるかどうかについて考慮する必要はない。ただし、現に同項の規定による特定税関事務管理人がある場合において、送達すべき書類の受領が当該特定税関事務管理人に処理させる同条第3項の特定事項に含まれているときは、公示送達はできないことに留意する。</p> <p>（送達の効力）</p> <p>2の4-2 法第2条の4の規定による送達の効力は、次のとおりである。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 公示送達の効力は、<u>送達すべき書類についての掲示を始めた日から起算して7日を経過した日、すなわち公示を始めた日を含めて8日目に生ずる。</u>この期間は、その末日が休日等に該当しても延期されない（国税通則法第14条第3項）。</p> <p>督促状の送達を公示送達の方法によって行った場合には、<u>掲示を始めた日が督促状を発した日となる。</u></p> <p>なお、公示送達のための掲示書が送達の効力の発生前に<u>破れ、又ははがれても、その公示送達の効力に影響はない。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
はない。	